

府中の森市民聖苑改修基本計画策定業務委託
に関する公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務件名

府中の森市民聖苑改修基本計画策定業務委託

(2) 目的

本件委託業務は、令和4年度に実施した「府中の森市民聖苑劣化診断調査」、「府中の森市民聖苑施設運営に関する実態調査」及び令和6年度に実施予定の「民間活力導入可能性調査」を踏まえ、令和9年度に予定する府中の森市民聖苑の大規模改修における施設整備の基本的な方針を示す「府中の森市民聖苑改修基本計画」を策定することを目的とする。

(3) 委託内容

別紙「府中の森市民聖苑改修基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(5) 提案限度額

ア 令和5年度

19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 令和6年度

5,632,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4)委託期間における、別紙「府中の森市民聖苑改修基本計画策定業務委託仕様書」の業務内容に係る限度額。限度額は本件委託業務の実施に係るすべての費用を含む。

本業務の契約は、令和5年度の予算が議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約はしないこととし、市はその責任を負わない。また、委託上限額についても変動する可能性がある。

2 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 府中市契約事務規則（昭和39年4月府中市規則第11号）第34条に規定する指名競争入札参加資格を有すること。

（府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がない場合は、本要項「4 参加申込」の(3)ア(I)に掲げる書類を提出すること。）

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用し

ていない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

- (5) 本件に係る公告日現在において東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県のうちいずれかに本社、支社または営業所を有していること。
- (6) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 参加手続等

(1) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

なお、事業者名や選定経過等は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表する。

ア 一次審査（参加資格の審査）

参加申込書及び添付書類の提出により参加資格を審査し、要件を満たした6事業者程度を一次審査通過者として選定する。

イ 二次審査

一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、その結果、1事業者を受託候補者として選定する。なお、受託候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

(2) 実施スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和5年3月 1日（水）
募集要項の配布期間	令和5年3月 1日（水）から 令和5年3月14日（火）午後5時まで
参加申込書の受付期間	令和5年3月 1日（水）から 令和5年3月14日（火）午後5時まで
参加申込書類に関する質問の受付	令和5年3月 1日（水）から 令和5年3月 7日（火）午後5時まで
質問回答（電子メール）	令和5年3月 9日（木）
一次審査（書類審査）結果通知 企画提案書に係る書類の提出依頼	令和5年3月下旬
提案書及び見積書に係る書類の提出期間	令和5年3月下旬から 令和5年4月上旬まで（予定）
提案書及び見積書に関する質問の受付	令和5年3月下旬（予定）
質問回答（電子メール）	令和5年4月上旬（予定）
二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年4月下旬（予定）
審査結果通知	令和5年4月下旬（予定）
契約の締結及び受託者の公表	令和5年5月中旬（予定）

(3) 募集要項の配布

ア 配布方法

(ア) 市ホームページよりダウンロード

(イ) 府中市役所（府中市宮西町2-24）7階環境政策課で直接配布

イ 配布期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月14日（火）午後5時まで

ただし、直接配布は土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

4 参加申込

(1) 申込方法

事前に電話連絡のうえ、提出先に持参すること。これ以外の提出方法は認めない。

また、提出は土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 申込期限

ア 参加申込書に係る書類

令和5年3月14日（火）午後5時まで

イ 提案書及び見積書

令和5年4月上旬を予定

一次審査通過者に別に通知する。

(3) 提出書類

ア 参加申込書に係る書類

(ア) 参加申込書（様式1） 1部

(イ) 会社概要（任意様式） 1部

なお、概要には以下の項目を含むこと。また、事業者の概要についてはPDF形式で保存したCD-ROMも併せて提出すること。

a 経営規模及び経営状況（資本金、売上高、経常利益など）

b 業務遂行能力（都道府県、人口15万人以上の自治体、構成市町村人口15万人以上の一部事務組合等もしくは東京都に属する市又は特別区から火葬場・斎場の新設、改修等に係る調査業務または整備計画策定業務等（以下「類似業務」という。）の経験のある所属技術者数など）

c 履行保証力・瑕疵担保力（履行保証に関する対応方針、損害賠償保険加入状況など）

(ウ) 類似事業の受託実績書（任意様式） 1部

過去10年間（平成25年度から令和4年度）に受託した類似業務について記載すること。また、記載した業務について、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できる資料のほか、当該実績が類似業務であることが確認できる資料（ノウハウが本業務に生かせることが分かる資料 例：調査報告書、計画書等（PDF形式で保存したCD-ROMで可））を参考資料として添付すること。

(イ) 府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がない事業者は、次に掲げる書類も併せて提出すること。

a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

正本、発行後 3 か月以内のもの

b 財務諸表 1部

貸借対照表及び損益計算書（直前決算のものに限る。）

c 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書 1部

発行後 3 か月以内のもの

d 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

発行後 3 か月以内のもの

イ 提案書に係る書類

(7) 提案書 8部（正本1部、副本7部）

a 提案書は、表紙、目次などを含め20ページ以内とし、A4判用紙に両面印刷し、簡易製本したものを提出すること（A3判を使用する場合は、片面2折りでA4判2ページを使用したものとみなす）

b 文字サイズは12ptを標準とする。

c 正本には社名を記載し、副本は提案書から提案者が判別できないように、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないようにすること。

d 専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮し、図表などを用いて見やすい提案書を作成すること。

e 提案書の様式は任意とするが、記載内容については、「5 提案書の記載内容」に含まれる項目は必ず記載すること。

f 提案書は印刷物のほか、Microsoft Officeに含まれるアプリケーションもしくはPDF形式で保存したCD-ROMを提出すること。

(1) 見積書 8部（正本1部、副本7部）

提案金額を総額で、かつ消費税額の内訳が分かるように記載すること。また、作業項目ごとの費用及び積算根拠を令和5年度、令和6年度に分けて明示すること。なお、正本には社名を記載し、副本は見積書から提案者が判別できないように、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないようにすること。なお、見積書は印刷物のほか、PDF形式で保存したCD-ROMも併せて提出すること。

ウ その他

提出書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。

(4) 提出先

東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市生活環境部環境政策課（府中市役所東庁舎7階）

電話 042-335-4195

5 提案書の記載内容

本件委託業務の実施に際し、課題の整理・把握や課題解決に係る具体的な方法及び計画策定作業における調査等について、別紙「府中の森市民聖苑改修基本計画策定業務委託仕様書」に基づき、次の内容を記載すること。

(1) 提案概要・実施方針

本件委託業務の実施に際しての提案の概要及び業務実施方針

(2) 作業項目及び業務フロー

調査の実施にあたり、必要と考えられる作業項目をすべて記載するとともに、本市と受託者の役割分担を明確にし、調査に必要な作業項目の実施手順について、適切と思われる基本的な業務フローを提案し、記載すること。

なお、令和4年度に市が実施した「府中の森市民聖苑劣化診断調査報告書」及び「府中の森市民聖苑施設運営に関する実態調査報告書」を精読のうえ、提案すること。

「府中の森市民聖苑劣化診断調査報告書」及び「府中の森市民聖苑施設運営に関する実態調査報告書」は、プロポーザル事業者募集時は環境政策課に冊子を用意するほか、資料の貸与を希望する場合には、参加申込書提出後に仕様書6(3)に準じた借用書を本市に提出するものとし、貸出期限後速やかに本市へ返却するものとする。貸与された資料は、複製及び本件委託業務以外の用途への使用を禁止する。

(3) 作業スケジュール

「(2) 作業項目及び業務フロー」を踏まえ、作業スケジュールを提案し、記載すること。

なお、スケジュールの提案に際し、実施スケジュールの遅延が発生することも想定したうえで、委託期間内に仕様書に定める成果物が納品できるよう、余裕を持たせたスケジュールとすること。

(4) 作業実施体制

本調査業務において想定する作業体制を次の点を含め記載すること。

ア 人数内訳（専任及び兼任）

イ 主たる業務担当候補者の専門分野

ウ 主たる業務担当候補者の類似業務に係る経験年数及び実績

(5) 調査業務に関する施策、業務実施手法等に関する提案

「(1) 提案概要・実施方針」を受けて、本調査の実施に関する具体的な提案内容等を記載すること。

なお、事業者からの提案や創意等がある場合には提案書に記載すること。ただし、当該提案等を実施する場合においても、見積額は本要項にて提示した見積限度額の範囲内とする。

6 質問の受付及び回答

募集要項の内容、参加申込書、提案書等の提出に係る質疑応答については、次のとおり行う。

(1) 受付期間及び回答日

ア 参加申込書類提出時

(ア) 質問受付期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月7日（火）午後5時まで

(イ) 回答

令和5年3月9日（木）午後5時まで

イ 提案書及び見積書提出時

一次審査通過者に別に通知する。

(2) 質問方法

生活環境部環境政策課への電子メールのみによる受付とする。このとき、電子メールの件名は、「【プロポ質問】会社名」とすること。様式は任意とする。

また、電子メールを送信後、事務局に電話にてメール送信した旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問については回答しないものとする。

(3) 回答方法

質問元の事業者に対して、3月9日（木）午後5時までに電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答一覧を市ホームページに公開する。

なお、質問元の事業者名は公表しない。

7 プレゼンテーションについて

(1) 実施日

令和5年4月下旬 予定

(2) 留意事項

ア 提出した提案書を基に、本業務に係る提案や支援体制等の内容をプレゼンテーションする。なお、提出書類に記載されている内容以外の事項についてプレゼンテーションを行うことはできない。

イ プレゼンテーションの持ち時間は20分とし、その後質疑応答に10分程度設ける。

ウ プレゼンテーションスライド用のパソコンを持参すること。なお、スクリーン、プロジェクターは市で用意する。

エ プレゼンテーション資料（提案書等）やスライドには社名が特定できる記載は除くこと。

オ 出席者は、事業者名を表示した衣類やバッジ等、事業者名を特定できるようなものを身に着けてはならない。

カ 原則として提案書に記載した実施体制における統括責任者及び主たる業務担当候補者（1事業者あたり4名以内）が出席し、提案説明および質疑への回答を行うこと。

キ 日時、場所、その他詳細については一次審査の結果、提案者として選定された事業者に対してのみ通知する。

ク 新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、プレゼンテーションの実施方法を変更することがある。

(3) 受託候補者の地位

本件委託契約の相手方については、詳細の協議を行い、両者の合意形成がなされた後に本市の内部手続を経て決定されるため、受託候補者内定通知をもって本件委託契約の相手方たる地位を約束するものではない。なお、協議が合意に至らなかった場合には、次順位の提案者と協議を行うものとする。

(4) 失格について

次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽があった場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ウ その他本要項の内容に適合していない場合

8 受託候補者を選定するための評価基準

審査は、次に示す観点から評価する。

(1) 一次審査の評価基準

参加申込に係る書類により、技術や運営等について、次の表に基づき評価する。

評価項目	評価の視点	配点
経営規模	経営規模は妥当か	5
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	10
履行保証力	履行保証上の懸念はないか	5
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	5
技術・運営力	当該業務に対する知識・経験・運営能力を有するか	10
倫理観	社会貢献度があるか	5
合計		40

(2) 二次審査の評価基準

企画提案書、プレゼンテーション等の内容について、次の表に基づき評価する。

評価項目	提案項目名	評価の視点	配点
業務遂行力	1 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績を十分に有しているか ・主担当者が本業務に必要な能力・経験を十分に有しているか 	10
	2 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・担当スタッフを十分に配置しているか ・本業務に必要な技術・知識を有する、または支援を受けることができ、柔軟かつ迅速に対応できる体制を有しているか 	10
企画提案力	3 業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本市及び本施設の特徴や課題等を十分に踏まえた提案がなされているか 	5
		<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体等の事例把握とその分析を行っているか 	5
		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関する法整備等、国の動向などを的確に捉えているか 	5
	4 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を十分に把握しているか 	10
<ul style="list-style-type: none"> ・府中の森市民聖苑改修基本計画の検討内容は十分かつ具体的なものか。安全かつ円滑な事業の実施につながるものか 		10	

		・調査方法・調査項目は実現可能で業務に対して適切なものか	10
	5 業務の実施手順	・業務の実施手順は妥当か ・業務スケジュールは具体的で実現性の高いものか	10
	6 独自提案等	・仕様書に定めるものに加え、独自の効果的な提案等があるか	10
コスト	7 見積書	・提案内容に対する見積金額は妥当か	5
プレゼンテーション	8 説得力・協調性	・説明は論理的で説得力があるか ・質疑への対応は的確であるか	5
	9 資料調整	・わかりやすい資料を作成しているか	5
合計			100

9 選定結果

選定の結果については、全員に通知する。一次審査により参加者として非選定となった者及び二次審査により提案書不採用となった者に対しては、非選定または不採用であること及びその理由を書面により通知する。

なお、非選定または提案書不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例（平成元年3月府中市条例第11号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、非選定または提案書不採用の理由についての説明を求められることができる。

非選定または提案書不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

10 審査結果通知

- (1) 一次審査 令和5年3月下旬
- (2) 二次審査 令和5年4月下旬

11 その他

- (1) 参加申込書、提案書等の提出書類を提出期限までに提出しなかった場合は、本件プロポーザルに参加できない。
- (2) 提案書等の提出書類の作成及び提出にかかる費用は提案事業者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等の書類は、候補者を選定するための手続以外には使用しない。
なお、本提案を採用されたことをもって提案した全ての内容の契約を保証するものではない。
- (4) 提出された提案書等の書類は、一切返却を行わない。また、採用・不採用の別に関わらず、府中市情報公開条例により、公開の対象となる。
- (5) 提出期限以降における提案書等の提出書類の差換え、追加、再提出は認めない。
- (6) 本件プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届にその旨を記載し提出すること。
なお、参加を辞退した場合でも本市から他事業における不利益を受けることはない。

- (7) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び提案事業者以外の第三者の責に起因する事故等については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、参加資格を無効とするとともに、府中市業務指名停止基準により、指名停止措置を行う場合がある。
 - ア 提案書等の提出書類その他必要書類に虚偽の記載をしたとき。
 - イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - ウ 提案者が、選定に先立って、選定委員等と不適切と認められる接触を行ったと判断されるとき。
 - エ 府中市業務指名停止基準に該当する事由があったとき。
 - オ その他本市があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる責務を履行しなかったとき。

12 問合せ先

府中市生活環境部環境政策課管理係 扇山・大木

〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市役所東庁舎7階

電話 042-335-4195

FAX 042-361-0078

E-mail kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp